

令和元年6月12日

兵庫県空手道連盟

評議員 各位

兵庫県空手道連盟 理事会  
理事選挙管理委員会

現理事の任期満了にともなう次期理事選挙の立候補について

拝啓 時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、このたび理事会は、現理事の任期満了(任期:令和元年6月の定時評議員総会の時まで)に伴う次期理事の選任にあたり、評議員の皆様から次期理事候補者の募集を行います。

なお、次期理事の選任は、別紙の「現理事の任期満了に伴う次期理事の選任の実施規程」に基づき、評議員推薦人のある次期理事候補者を対象に、評議員総会での記名選挙にて行います。

次期理事候補者として立候補する場合には、令和元年6月19日午後6時までに、別紙様式第1号の「次期理事選挙立候補届」を郵送又は持参にて、兵庫県空手道連盟事務局内理事選挙管理委員会まで提出ください。

敬具

別紙 現理事の任期満了に伴う次期理事の選任の実施規程  
様式 第1号 次期理事選挙立候補届

■この件に関するお問合せ先

兵庫県空手道連盟事務局

〒651-0056 神戸市中央区熊内町 5-9-19KIC内

TEL 078-891-6651 FAX 078-242-0701

E-mail: info@hyokuren.jp

■送付先

兵庫県空手道連盟事務局内理事選挙管理委員会

〒651-0056 神戸市中央区熊内町 5-9-19KIC内

# 現理事の任期満了に伴う次期理事の選任の実施規程

兵庫県空手道連盟 理事会

(定義)

第1条 現理事の任期満了(任期:令和元年6月の定時評議員総会の時まで)に伴う次期理事の選任に関する規程は、兵庫県空手道連盟規約第16条第2項「理事選任方法は別途規定による。」及び、兵庫県空手道連盟規約第33条「各種規程、その他この規約に規定されていない事項については理事会において規定、制定、改定することが出来る」により、理事会にて決定し、下記により実地する。

(理事選挙管理委員会の設置)

第2条 理事選挙のため、本日から本年の定時評議員総会終了時までの間、理事選挙管理委員会を設置し、以下の各条の実務を遂行する。

2 委員会の構成は理事選挙管理委員長及び、理事選挙管理委員3名とし、評議員の中から理事会が指名する。

3 理事選挙管理委員長は、別途選挙の集計等に必要な人員を使用することが出来る。

(選挙を経て選任する理事の数)

第3条 兵庫県空手道連盟規約第15条1項「理事20名以上25名以内」により、選任する理事の数は、投票権者数(委任数を含む。)の過半数の賛同を得た理事候補者の上位20名以上25名以内とする。

(次期理事候補者及び、次期理事候補者推薦人、投票権者の資格)

第4条 次期理事候補者及び、次期理事候補者推薦人、投票権者は、評議員とする。ただし、以下の者を除く。

(1) 次期理事候補者及び、次期理事候補者推薦人で、立候補締切時(令和元年6月19日午後6時)において、平成30年度分までの評議員年会費の滞納のある者を除く。

(2) 次期理事候補者で、兵庫県空手道連盟規約第16条第4項「理事はその就任時に、満75歳以下であることとする。」により令和元年6月30日現在で、満75歳以上である者を除く。

(3) 投票権者で、投票開始日時(令和元年6月30日午前10時)において、平成30年度分までの評議員年会費の滞納のある者を除く。

(次期理事候補者の立候補受付期間)

第5条 次期理事候補者の立候補受付は、令和元年6月12日から、6月19日午後6時までとする。

(次期理事候補者の立候補方法)

第6条 評議員宛に送付された別紙様式第1号の「次期理事候補者立候補届」または本連盟ホームページに掲載の同用紙に必要事項を記入の上、次期理事候補者自身が署名し、郵送又は、持参にて兵庫県空手道連盟事務局内理事選挙管理委員会に提出すること。

(次期理事候補者及び、次期理事候補者推薦人となる者に関する制限)

第7条 次期理事候補者及び、次期理事候補者推薦人に関し、上記第4条に掲げる以外、これをなんら制限しない。よって、次期理事候補者となるものが他の次期理事候補者を人数の制限なく推薦すること、又、次期理事候補者推薦人が次期理事候補者になる事を、制限するものではない。

(投票及び、開票、結果報告の場所、日時)

第8条 投票及び、開票、結果発表の場所は、兵庫県立私学会館とし、投票開始日時は、令和元年6月30日午前10時とし、投票終了日時は、同日午後1時とする。開票は、投票終了後即時行い、同日開催の評議員総会にて結果を報告する。場所の詳細は、理事選挙管理委員会が決定する。

(投票権の委任)

第9条 投票日に欠席する投票権者は、前もって評議員総会の出欠届の投票権委任欄に他の評議員名を記載することによって、他の評議員に投票権を委任して投票権を行使することが出来る。委任を受けた評議員の投票数は、委任数と合わせた投票数となる。但し、委任された投票権者が、他の者に委任した場合は、その委任された者が全ての権利を受け継ぐものとする。

2 評議員総会の出欠届の投票権委任欄に、「議長」・「会長」・「理事長」の記載がある場合は、これら全ての議決権を、現理事長の中塚政徳が行使を行うものとする。

(投票方法)

第10条 投票の方法は、下記により行う。

- (1) 投票は第8条の日時、場所で記名式で行う。
- (2) 投票は、次項に含まれるの各項目が全て記載された投票用紙で行う。
- (3) 投票用紙には、投票権者を示す評議員番号、評議員名があらかじめ記載されたものを使用し、他に、次期理事候補者名、次期理事候補者推薦人名、その者を理事として投票する投票欄(理事とすることを投票する者に「○」を記載。)を表形式で表示し、投票権者の自称欄を設けたものを使用する。
- (4) 投票時において、前項の投票用紙にて理事とすることを投票できる人数は、25名を最大とし、これを超えて記載のあった場合は、その投票用紙を無効とする。
- (5) 投票用紙に、理事とすることを投票する者に「○」以外の文字、記号、その他が記載されている場合は、その記載された次期理事候補者分のみ、無効とする。
- (6) 投票用紙の署名欄に、投票権者自身の署名の無いものは、その投票用紙を無効とする。

(開票の方法)

第11条 開票の方法は、下記により行う。

- (1) 投票用紙の開票は、理事選挙管理委員長及び、理事選挙管理委員3名の立会の元、厳正に行う。但し、開票方法及び、集計方法は、理事選挙管理委員会で、決定する。
- (2) 開票結果で、選任する理事の数が、20名に達しなかった場合は、再度投票用紙を作成し、残余の次期理事候補者より20名に達するまで、投票を繰り返す。
- (3) 理事選挙管理委員長は、開票結果が確定した時は、速やかにその結果を評議員総会へ報告する。

附則

1. この規程は、令和元年6月11日から施行する。

(様式第1号)

令和元年 月 日

兵庫県空手道連盟  
理事選挙管理委員会 宛

次期理事選挙立候補届

私は、下記の次期理事候補者推薦人の推薦を受け、今回の次期理事選挙に立候補致します。

次期理事選挙立候補者  
自筆署名

---

次期理事候補者

評議員 番号		フリガナ 氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日		
住 所	〒		
電 話 (携 帯)			

次期理事候補者推薦人

評議員 番号		フリガナ 氏 名	
生年月日	(西暦) 年 月 日		
住 所	〒		
電 話 (携 帯)			

<立候補締切> 6月19日午後6時

<提出先> 兵庫県空手道連盟事務局内理事選挙管理委員会

※FAX・E-Mail不可 必ず、郵送または持参してください。